

# 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の概要 <現行法>

## 1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における<sup>(※1)</sup>
- 刑事罰の対象となる不正を<sup>(※2)</sup>
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

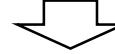
※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約470本)に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

## 2 保護の内容

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不利益な取扱い<sup>(※3)</sup>は禁止
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる



※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

## 3 通報先と保護の条件

### ①事業者

※国・地方公共  
団体も含む。

是正

自淨  
作用

上司に報告する  
ことも内部通報  
となる

内部  
通報

労働者

### ②行政機関 ③報道機関等



外部通報

### 【保護の条件】 通報先により異なる

① 事業者(内部通報) ※国・地方公共団体も含む。  
不正があると思料すること

### ② 行政機関

不正があると信じるに足りる相当の理由があること  
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)

### ③ 報道機関等

(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)

不正があると信じるに足りる相当の理由があること  
+

以下のような事由があること

(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正により被害の防止を図ることが必要**

## ① 内部通報 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的な内容は指針を策定【第11条】
  - ※事業者には、国・地方公共団体を含む。
  - ※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- 実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等の従事者に対し、通報者を特定させる**情報の守秘**を義務付け(刑事罰を導入)【第12条・第21条】

## ② 外部通報 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現 行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	(改 正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
-------------------------------	----------------------------------

- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現 行) 生命・身体に対する危害	(改 正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加

- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

## 内部通報・外部通報の実効化

## ③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】
 

(現 行) 労働者	(改 正) 退職者(退職後1年以内)や、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
--------------	---
- 保護される通報【第2条第3項】
 

(現 行) 刑事罰の対象	(改 正) 行政罰の対象を追加
-----------------	--------------------
- 保護の内容【第7条】
 

(現 行) (なし)	(改 正) 通報に伴う損害賠償責任の免除を追加
---------------	----------------------------

- 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

第1 はじめに

第2 用語の説明

第3 公益通報対応業務従事者の定め（法第11条第1項関係）

※従事者には、刑事罰付きの守秘義務（法第12条）が課される。

1. 従事者として定めなければならない者の範囲
2. 従事者を定める方法

第4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

1. 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備に関する措置
  - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
  - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
  - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
  - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
2. 公益通報者を保護する体制の整備に関する措置
  - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
  - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
  - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
  - (2) 是正措置等の通知に関する措置
  - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
  - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

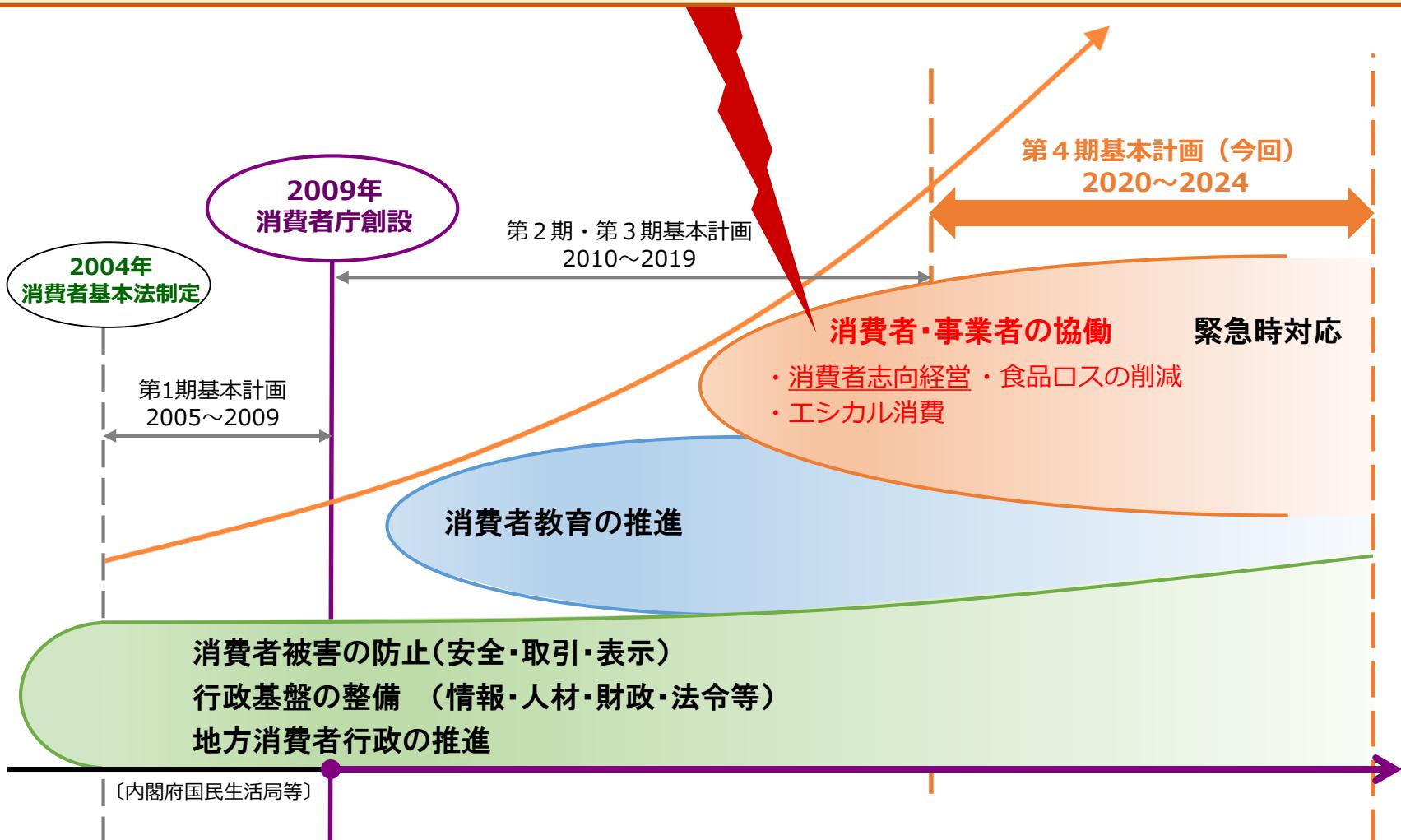
# 消費者基本計画について

従来から実施している ①事業者に対する規制 ②消費者に対する支援 に加えて、

今後は、持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決する観点から、

**③消費者と事業者とが共通の目標の実現に向けて協力して取り組むこと(協働による取組)を促す必要がある！**

【消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)】



# 消費者志向経営の概念

目標

持続可能な社会に貢献する

第4期消費者基本計画より（令和2年3月31日閣議決定）

定義

## 「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営

消費者

事業者が提供する商品・サービスを現在、若しくは将来利用又は、関与する可能性のある主体  
※消費者の多様化の結果、捉えられる消費者の例：高齢者、外国人、障がい者、地域住民、エンドユーザー、従業員等

共創・協働

事業者が消費者との双方向コミュニケーションにより、消費者がわくわくする商品・サービス・  
体験を共有し、消費者とのWIN-WINの関係になること

社会価値

事業者が本業を通して、地域や社会の課題解決に寄与し、社会全体の持続可能性の向上を  
目指すことから生み出されるもの

活動

○みんなの声を聴き、かついかすこと

○未来・次世代のために取り組むこと

○法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること

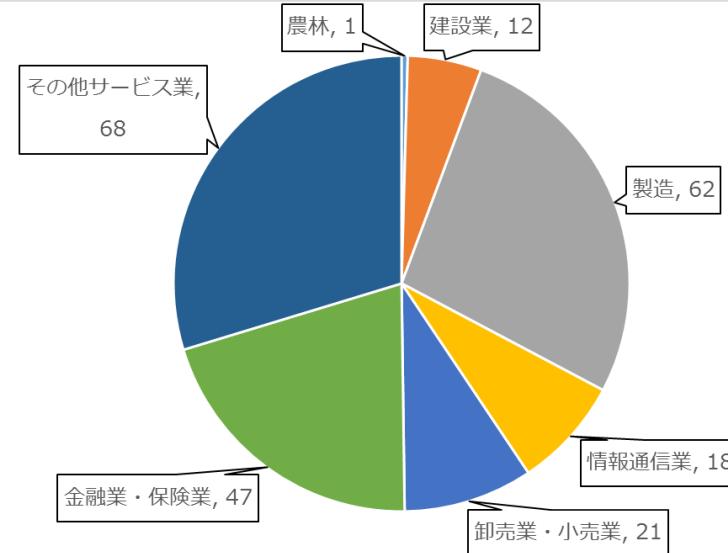
# 消費者志向自主宣言事業者数の内訳

※令和3年8月末時点

## 企業規模別分類

企業規模	自主宣言事業者数
大企業	101社
中小企業	128社
合計	229社

## 業種別分類



## ビジネスモデル別分類

ビジネスモデル	自主宣言事業者数
B to C	165社
B to B	64社
合計	229社

# 地方自治体の取組 1（徳島県）

## 消費者志向経営推進に取り組む目的

- ✓ 消費者庁及び（独）国民生活センターと連携し、全国をリードする「消費者行政・消費者教育」を力強く展開。「消費者志向経営」についても全国に先駆けて挑戦し、「健全な市場の形成」と「経済の好循環」を目指す。
- ✓ 多くの事業者から「消費者志向経営」に賛同していただき、各事業者で取り組む内容を「自主宣言」という形で力強くPRすることで、一層の業績拡大につながることを期待。

## 推進のための具体的な取組

- ✓ 「とくしま消費者志向経営推進組織」を設立（平成29年度）。シンポジウムの開催や県内事業者への消費者志向自主宣言呼びかけ等、消費者志向経営に関する周知活動を行う。
- ✓ 「地域×企業のためのSDGs実践セミナー」を開催（令和2年度）。消費者庁による消費者志向経営に関する紹介や、自主宣言事業者の講演の機会を設けた。
- ✓ 徳島県が県内事業者を対象としたフォローアップセミナーを開催（令和元年度以降は毎年）。消費者志向経営自主宣言をするにあたり必要な活動を説明。令和2年度は、事業者の担当者が、フォローアップ活動について意見交換するグループワークを実施。



令和2年度フォローアップセミナーでのグループワークの様子

# 地方自治体の取組2（愛媛県）

## 消費者志向経営推進に取り組む目的

- ✓ 健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向け、**消費・環境の面からSDGsの達成に寄与することを目指す。**
- ✓ 事業者が消費者を重視した事業活動を主体的に行う「**消費者志向経営**」の拡大と、消費者自身による環境や人、地域に配慮した消費行動である「**おもいやり消費（エシカル消費）**」の一体的な普及・啓発に取り組む「**えひめ消費者志向おもいやり経営**」を推進。

## 推進のための具体的な取組

- ✓ 「**えひめ消費者志向おもいやり経営セミナー**」を実施（令和2年度、令和3年度）。愛媛県によるえひめ消費者志向おもいやり経営の説明、消費者志向経営優良事例表彰受賞者による事例紹介、消費者庁による消費者志向経営の推進のための取組の説明の機会を設けた。
- ✓ 「**えひめ消費者志向おもいやり経営推進シンポジウム**」を開催（令和2年度）。
- ✓ 「**えひめ消費者志向おもいやり自主宣言事業者紹介動画**」を公開（令和2年度）。
- ✓ 「**えひめ消費者志向おもいやり自主宣言の証交付式**」を開催（令和2年度）。



令和2年度「えひめ消費者志向おもいやり経営セミナー」の様子

# 各都道府県の皆様へ

消費者志向経営自主宣言をするにあたり、  
必要な手続や、具体的な取組事例について、  
ご質問がある方は  
お気軽にご相談ください。

【ご相談・問い合わせ先】  
消費者志向経営推進組織事務局  
(消費者庁参事官(公益通報・協働担当)室)  
TEL: 03-3507-9177  
E-mail: g.shouhishashikou@caa.go.jp

消費者志向経営推進組織の具体的な活動については、  
下記サイトをご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/consumer\\_oriented\\_management/propulsion\\_organization/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/propulsion_organization/index.html)

